平成２６年（フ）第６６９号
北九州市八幡東区前田３丁目11番20―1001号
破産者　吉川　順子
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３０２号
横浜市鶴見区鶴見中央１丁目15番16号　リトルパレス鶴見303
破産者　平山　祐子
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４３６号
横浜市神奈川区神奈川１丁目６番地17
破産者　原島喜久子
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７１０号
横浜市瀬谷区阿久和西３丁目43番地16　Ｂ―102
破産者　出嶋　政信
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７１１号
横浜市瀬谷区阿久和西３丁目43番地16　Ｂ―102
破産者　出嶋　蘭子
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８４８号
横浜市神奈川区三枚町164番地13　ライオンズマンション新横浜Ｂ館301号
破産者　松重　栄次
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９２８号
横浜市旭区矢指町1748番地
破産者　室星　睦美（旧姓田端）
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０５号
新潟市秋葉区田家３丁目９番１号、住民票上の住所新潟市秋葉区金沢町３丁目７番67号
破産者　石井　直幸
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５０号
滋賀県長浜市湖北町猫口298番地９、開始決定時の住所滋賀県長浜市湖北町速水2774番地
破産者　上田　久欧
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第８８号
鳥取県鳥取市緑ケ丘１丁目24番17号　ライフサポートゆづき202号、旧住所鳥取県米子市茶町27番地　石川ビル３Ｆ
破産者　森山　　陽
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４０５号
広島市安佐北区亀山南３丁目12番20―303号フルリール西の宮
破産者　Ｃｈｉａｒｏこと　古山　真弓
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４１４号
広島市安佐南区相田２丁目10番28―14号
破産者　渡　　隆之
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９号
徳島県美馬市脇町別所4789番地
破産者　海原　良太
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第５７２号
北九州市八幡西区本城東１丁目７番９―406号
破産者　後藤　祐弥
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２６８号
北九州市戸畑区幸町10番16―702号、開始決定時の住所北九州市戸畑区幸町10番16―203号
破産者　柏田　俊成
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２７１号
北九州市小倉南区沼南町２丁目３番30―307号
破産者　原田　敏夫
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２７２号
北九州市小倉南区沼南町２丁目３番30―307号
破産者　原田はるみ
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第９２号
福岡県糸島市前原東１丁目８番22―308号、破産手続開始決定時の住所佐賀県唐津市原1237番地７
破産者　岩村　和真
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部